



## 年頭所感

岡山県神社庁庁長  
牧 博 嗣

平成三十年戊戌の新春を迎え、皇室の弥栄、県内各神社の御社頭の隆昌と皆様方のご健勝ご多幸をお祈り申し上げます。

本宗と仰ぐ神宮におかれましては、神宮齋主池田厚子さまが昨年六月にご退任され、天皇陛下第一皇女子黒田清子さまが新たに神宮齋主にご就任されました。

更に、鷹司尚武大宮司のご退任、そして、新たに小松揮世久氏が七月三日付で大宮司にご就任されましたことは、次期ご遷宮に向けてのご準備の始まりを感じさせます。

この度、神宮齋主をご退任されました池田厚子さまは岡山県の神社界にとりましては特別なご存在であり、天皇陛下の大御手代として昭和六十三年十



月ご就任以来、第六十一回、第六十二回の二度のご遷宮を始め諸祭儀のご奉仕を、二十九年の長きに亘りお勤めになられました。茲に、謹んで心よりご慰労申し上げます。

今年度の当庁の主な取り組みは、一昨年開催しました直階検定講習会受講者の強い要望もあつて、昨年三十四年ぶりに権正階検定講習会を開催しました。

講師を始め、神社庁職員に相当の負担を強いこととなりましたが、お陰様で十一名が受講し、全員権正階を取得させることができました。

また、祭祀委員会の特殊神事部会と教化委員会事業部会が中心となり、県内全神社を対象に百パーセントの回収を目指して行いました「神事、行事総合調査」では、各宮司様に多大なるご協力をいただき誠に有難うございました。この度の調査は、当県神社界にとりまして貴重な資料になることと思いま

す。

さて、本庁では、昨年「本宗奉賛活動強化推進委員会」並びに「過疎地域神社活性化推進委員会」が設置され、各委員会には本庁理事、本庁担当職員が委員となり、各委員長は常務理事が務め、約一年に亘り協議が進められ、「過疎地域神社活性化推進委員会」では昨年七月に推進施策実施要項が示されました。

これは、本庁が、昭和五十年より四十年に亘り実施してきた神社振興対策を下地にし、一神社の振興施策ではなく地域ぐるみの相互扶助体制の確立を目指して施策の推進を図るというものであり、当県でもこの実施要綱に基づき、各宮司様に応募を求めました。

結果、一神社より応募があり（昨年十月現在）これを受けて当庁の役員会並びに総務委員会で「過疎地域神社活性化推進委員会」を設置して応募内容を検討し、本庁へ申請することに致しました。（実施期間〓平成三十年一月より三年間）

過疎化対策につきましては、本庁の施策と並行して県内神社の過疎化対策にも着手して参りたいと思っております。

先ずは、実態調査の方法等対策の具

体的な進め方について総務委員会に検討をお願いしております。

また、平成二十八年八月に中国地区五県の教化委員長・教化部長で構成された「過疎化問題検討会」が設置され、約半年をかけて協議を進め平成二十九年三月に「過疎地域神社対策への提言」として纏められました。この提言書は県内支部長へ配布致しておりますので、支部管内におきましても議論を深めていただきたいと思います。

この検討会の中で、神職後継者問題は本庁の制度そのものに関わる事項もあり、各県庁長、或いは副庁長も委員として参画致しました。

それは、権正階取得方法の緩和処置についてであり、中国地区正副庁長会で意見集約ができれば、平成三十年度の本庁評議委員会に議案として上程することを視野に検討することになっております。

現在、取り組んでおります一端を申し述べさせていただきましたが、その他各委員会におきましても活発な活動を展開しており、頼もしく感じております。

本年も、当神社庁諸行事に格段のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 臨時協議委員会

平成二十八年度決算等を承認

平成二十九年度補正予算／負担金は

正／生駒五三六氏が理事に就任

十一月十六日、神社庁講堂において

臨時協議委員会が開催された。

開式行事、庁長挨拶に続き長江議長

が登壇し、議事の審議が行われた。

◎議案第一号『平成二十八年度岡山県

神社庁一般会計歳入歳出決算』

◎議案第二号『平成二十八年度岡山神

社庁別途会計収支決算』

◎議案第三号『平成二十八年度岡山県

神社庁事業会計決算』

◎議案第四号『岡山県神社庁財産目録』

続いて監査報告が行われた。

**質問** 今回、直階の神職が数名権正階

に昇階したが、今後神社本庁の周年に

合わせて同様のことができるのか。

**回答** 今回は特別昇階で、周年に合わ

せたものではない。直階で宮司代務者

になつて居る者は五年以内に権正階を

取得することになつて居るが、守られ

ていなかった。規程改正により失職と

なるので、救済措置がとられた。

**質問** 特別昇階は該当支部の支部長が承認する必要はなかったのか。承認していない。

**回答** 特別昇階は直階代務者を無くすることが目的で、神社本庁の施策であり、神社庁が決めたものではない。

**質問** 該当者は本庁が示したのか。何人

で何処の支部に該当するか。神職資格

を取得することは大変である。昇階

は厳正にしていたいただき、納得の行くペ

ナルティーを科して貰いたい。

**回答** この制度は全神職に周知済みで

す。該当者は五名で美作、岡山、邑久

上道西大寺、東備、川上の各支部に該

当する。

役員会で審議して、該当者には特定

の条件を付している。

**質問** 祭祀研究費は教化事業費のよう

に、部会毎に項目立てを行った方が、

部会の活動内容が良くわかるのではな

いか。

**回答** 祭祀委員会の部会予算は少額な

ので一纏めにしている。

**質問** 少額であっても細分化していた

だきたい。無理なら付記欄に部会毎の金額を記入できないか。

**回答** 事業内容については、定例協議

員会で部会の事業を報告している。

**質問** 事業会計からの繰入金に当期利益

金が算入されていないのは何故か。

**回答** 当期利益金は赤字が続いてお

り、黒字に転じた時点で算入をする予

定です。

**質問** 神社庁財産目録の土地、建物

の金額は現在の評価額を記入して

いただきたい。

**回答** 宗教法人会計では取得

時点での評価額を記入することになつて

いる。

◎議案第五号『平成二十九

年度岡山県神社庁一般会計歳

入歳出補正予算案』

池田厚子さま神宮齋主退任

慰労会、職員給料、神宮奉賛

部会のホームページ作成費の

補正が提示されたが、質疑は

なく、可決された。

◎議案第六号『負担金是正案』

**質問** 兼務社を含めた全ての

神社に対し、周知徹底を図る

のか。

**回答** 全宮司に現在の負担金データを

送付し、周知する。

○その他

神社庁理事三垣一氏が八月十日に支

部会長退任を受け、県神社総代会を開

催し、後任に生駒五三六氏が就任した。

同氏を神社庁理事への推薦があつたこ

とを説明。承認された。



平成28年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出決算書

(平成28年7月1日～平成29年6月30日)

歳入総額 138,112,916円

歳出総額 110,367,835円

歳入の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
<b>I 神饌及幣帛料</b>	<b>870,000</b>	<b>800,800</b>	<b>69,200</b>
1 本 庁 幣	620,000	622,800	△2,800
2 神饌及初穂料	250,000	178,000	72,000
<b>II 財 産 収 入</b>	<b>10,000</b>	<b>4,447</b>	<b>5,553</b>
<b>III 負 担 金</b>	<b>36,920,000</b>	<b>36,942,560</b>	<b>△22,560</b>
1 社 社 負 担 金	25,844,000	25,851,720	△7,720
2 社 職 負 担 金	9,230,000	9,243,240	△13,240
3 支 部 負 担 金	1,846,000	1,847,600	△1,600
<b>IV 交 付 金</b>	<b>65,300,000</b>	<b>65,422,600</b>	<b>△122,600</b>
1 本 庁 交 付 金	900,000	1,925,600	△1,025,600
2 神宮神徳宣揚費交付金	64,000,000	63,200,000	800,000
3 本 庁 補 助 金	400,000	297,000	103,000
<b>V 寄 付 金</b>	<b>3,000,000</b>	<b>2,565,000</b>	<b>435,000</b>
<b>VI 諸 収 入</b>	<b>6,905,000</b>	<b>6,768,495</b>	<b>136,505</b>
1 表 彰 金	50,000	50,000	0
2 預 金 利 子	5,000	328	4,672
3 申 請 料・任 命 料	2,000,000	3,775,000	△1,775,000
4 会 費	4,550,000	2,632,000	1,918,000
5 雑 収 入	300,000	311,167	△11,167
<b>VII 繰 入 金</b>	<b>1,200,000</b>	<b>1,200,000</b>	<b>0</b>
<b>当 期 歳 入 合 計</b>	<b>114,205,000</b>	<b>113,703,902</b>	<b>501,098</b>
<b>前 期 繰 越 金</b>	<b>20,460,338</b> (24,409,014)	<b>24,409,014</b>	<b>△3,948,676</b> (0)
<b>歳 入 合 計</b>	<b>134,665,338</b> (138,614,014)	<b>138,112,916</b>	<b>△3,447,578</b> (501,098)

歳出の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
<b>I 幣 帛 料</b>	<b>2,300,000</b>	<b>2,155,500</b>	<b>144,500</b>
1 本 庁 幣	2,200,000	2,105,500	94,500
2 社 社 幣	100,000	50,000	50,000
<b>II 神 事 費</b>	<b>400,000</b>	<b>321,533</b>	<b>78,467</b>
<b>III 事 務 局 費</b>	<b>31,030,000</b> (32,218,000)	<b>27,717,400</b>	<b>3,312,600</b> (4,500,600)
1 表彰並びに儀礼費	1,300,000	1,291,584	8,416
(1) 各種表彰費	500,000	373,024	126,976
(2) 慶 弔 費	800,000	918,560	△118,560
2 会 議 費	200,000	92,747	107,253
3 役 員 関 係 費	1,400,000	1,400,000	0
(1) 役 員 報 酬	1,280,000	1,280,000	0
(2) 地区会議関係費	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	16,730,000 (17,018,000)	15,566,147	1,163,853 (1,451,853)
(1) 給 料	8,930,000 (9,218,000)	9,111,936	△181,936 (106,064)
(2) 諸 手 当	5,000,000	4,417,915	582,085
(3) 各種保険料	2,700,000	2,008,266	691,734
(4) 職員厚生費	100,000	28,030	71,970
5 庁 費	5,850,000 (6,750,000)	5,336,526	513,474 (1,413,474)
(1) 備 品 費	500,000 (1,200,000)	871,668	△371,668 (328,332)
(2) 図 書 印 刷 費	850,000 (1,050,000)	838,080	11,920 (211,920)
(3) 消 耗 品 費	1,400,000	1,023,144	376,856
(4) 水道光熱費	1,200,000	1,190,531	9,469
(5) 通 信 運 搬 費	900,000	829,411	70,589
(6) 雑 費	1,000,000	583,692	416,308

科 目	予算額	決算額	差異
6 交 際 費	1,100,000	835,588	264,412
7 旅 費	3,300,000	2,242,818	1,057,182
8 維持管理費	950,000	774,675	175,325
9 法務対策費	200,000	177,315	22,685
<b>IV 指 導 奨 励 費</b>	<b>15,539,000</b>	<b>12,034,484</b>	<b>3,504,516</b>
1 教 化 事 業 費	7,223,000	6,475,352	747,648
(1) 教 化 費	550,000	758,880	△208,880
(2) 広 報 費	2,650,000	2,127,529	522,471
(3) 事 業 費	1,638,000	1,316,327	321,673
(4) 神宮奉賞費	1,085,000	939,026	145,974
(5) 育 成 費	1,300,000	1,333,590	△33,590
2 社 社 庁 研 修 所 費	5,700,000	3,422,763	2,277,237
(1) 研 修 費	2,000,000	1,708,539	291,461
(2) 直 階 講 習 費	3,700,000	1,714,224	1,985,776
3 祭 祀 研 究 費	925,000	474,959	450,041
4 各 種 補 助 金	1,691,000	1,661,410	29,590
(1) 神 政 連 関 係 費	135,000	135,000	0
(2) 神 青 協 補 助 金	450,000	450,000	0
(3) 氏 青 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(4) 県 教 神 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(5) 女 子 神 職 会 補 助 金	162,000	162,000	0
(6) 県 敬 婦 連 補 助 金	117,000	117,000	0
(7) 神 案 部 補 助 金	90,000	90,000	0
(8) 作 州 神 案 補 助 金	27,000	27,000	0
(9) 支 部 長 懇 話 会 補 助 金	150,000	150,000	0
(10) 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金	30,000	30,000	0
(11) 教 誨 師 関 係 費	350,000	320,410	29,590
(12) 地 区 大 会 援 助 金	0	0	0
<b>V 各 種 積 立 金</b>	<b>6,490,000</b>	<b>6,490,000</b>	<b>0</b>
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	830,000	830,000	0
2 正 副 庁 長 退 任 慰 労 金 積 立 金	160,000	160,000	0
3 庁 舎 管 理 資 金 積 立 金	2,500,000	2,500,000	0
4 次 期 式 年 遷 宮 準 備 金	2,000,000	2,000,000	0
5 災 害 見 舞 金 積 立 金	500,000	500,000	0
6 関 係 者 大 会 積 立 金	500,000	500,000	0
<b>VI 社 社 関 係 者 大 会 費</b>	<b>600,000</b>	<b>527,143</b>	<b>72,857</b>
<b>VII 負 担 金</b>	<b>22,926,150</b>	<b>22,176,318</b>	<b>749,832</b>
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	303,150	303,150	0
2 本 庁 負 担 金	6,063,000	6,063,000	0
3 本 庁 特 別 納 付 金	13,300,000	12,854,848	445,152
4 支 部 負 担 金 報 奨 費	2,960,000	2,955,320	4,680
5 負 担 金 特 別 対 策 費	300,000	0	300,000
<b>VIII 渉 外 費</b>	<b>720,000</b>	<b>408,770</b>	<b>311,230</b>
1 友 好 団 体 関 係 費	370,000	177,650	192,350
2 時 局 対 策 費	100,000	86,400	13,600
3 同 和 対 策 費	250,000	144,720	105,280
<b>IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金</b>	<b>33,420,000</b>	<b>32,970,000</b>	<b>450,000</b>
<b>X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費</b>	<b>5,900,000</b>	<b>5,566,687</b>	<b>333,313</b>
1 頒 布 事 務 費	500,000	371,401	128,599
2 頒 布 事 業 奨 励 費	5,400,000	5,195,286	204,714
<b>XI 予 備 費</b>	<b>15,340,188</b> (18,100,864)	<b>0</b>	<b>15,340,188</b> (18,100,864)
<b>当 期 歳 出 合 計</b>	<b>134,665,338</b> (138,614,014)	<b>110,367,835</b>	<b>24,297,503</b> (28,246,179)
<b>次 期 繰 越 金</b>	<b>0</b>	<b>27,745,081</b>	<b>△27,745,081</b>
<b>歳 出 合 計</b>	<b>134,665,338</b> (138,614,014)	<b>138,112,916</b>	<b>△3,447,578</b> (501,098)

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。  
注2 表中の( )内は補正予算額。

平成29年度 岡山県神社庁

# 一般会計歳入歳出補正予算案

(平成29年7月1日～平成30年6月30日)

## 歳入の部

(単位：円)

科 目	補正予算額	既決予算額	増 減 (△)
前 期 繰 越 金	27,745,081	25,577,486	2,167,595
歳 入 合 計	137,656,081	135,488,486	2,167,595

## 歳出の部

(単位：円)

科 目	補正予算額	既決予算額	増 減 (△)
Ⅲ 事 務 局 費	31,072,000	30,372,000	700,000
2 会 議 費	700,000	200,000	500,000
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	16,472,000	16,272,000	200,000
(1) 給 料	8,672,000	8,472,000	200,000
Ⅳ 指 導 奨 励 費	13,839,000	13,499,000	340,000
1 教 化 事 業 費	4,598,000	4,258,000	340,000
(4) 神 宮 奉 賛 費	1,310,000	970,000	340,000
Ⅺ 予 備 費	20,688,931	19,561,336	1,127,595
当 期 歳 出 合 計	137,656,081	135,488,486	2,167,595
歳 出 合 計	137,656,081	135,488,486	2,167,595

# 権正階検定講習会

権正階検定講習会を平成二十九年七月三十一日から九月二日にかけて岡山県神社庁を会場として開催しました。休日は期間中の日曜日のみで、受講者はお盆も返上して講義に取り組みました。岡山県で権正階検定講習会は、昭和五十八年に第一回が開催されてから三十四年ぶりの開催となりました。昨年の直階検定講習会の受講者から強い要望を受け、牧庁長の決断により、長らく開催していなかった権正階検定講習会を開催する運びとなりました。

は直階や権正階の階位を取得しても、実際は神社で奉職していない者がいるのも現実です。現在、神社で奉職し、神明奉仕を務める者を養成するための講習会開催と致しました。

昨年、権正階検定講習会からの継続受講者五人を含めて合計十一人が権正階取得を目指して受講しました。

権正階検定講習会の修了は検定合格までとなりますが、実際に権正階を取得するためには、その後、三十日間の指定神社実習を受ける必要があります。それぞれが一日も早く実習を終えて権正階が授与され、宮司後継者となり、更なる神明奉仕に務めていただき、氏子崇敬者の方々から信頼される神職になることを願います。

権正階検定講習会は直階に比べて祭式の時数が六十時間から半減し、その分、古典や宗教史、関係法規などの学

科目の比重が高くなります。講義内容は、直階より更に高度な内容を積み上げ、祭式は基礎ができている前提での指導となります。したがって、直階受講後の努力が問われることとなりました。

今回は、岡山県独自に、受講資格を現任の神職と限定しました。全国的に





**こども伊勢参り**

由加神社宮司  
新庄俊昭

この度、こども伊勢参りに、引率スタッフとして参加致しました。  
八月二十一日より二十三日の二泊三日の行程となりました。

団長 小野義典氏 副団長 吉岡

寛人氏 引率スタッフ 林千秋氏 迫本昌臣氏 迫本優子氏 佐々木祥之氏と力を合わせ、真夏の伊勢に、元気いっぱいの子ども達、三十八名を乗せ、岡山駅バス停にて教化委員長 太田浩司氏の激励と見送りを受けての出発となりました。

今年、初参加の子どもが多く、子ども達が、どのように関係構築していくのか心配でもあり、楽しみでもありました。

また伊勢の参拜で、色あせることのない、穏やかな思いを胸に残し、大人へと成長されることを期待しておりました。

こども伊勢参りを通じて、深く印象に残ったことは、こどもの姿であり背筋です。

内宮参拜その日は、朝霧が深く、宇治橋より五十鈴川上流を臨むと、川辺を覆う木々が、川裾を深く感じさせ、森に響くヒグラシの音が、懐かしさを感じさせました。

こども達が御垣内参拜で何を感じ、何を心に残してくれるのか、不安でもあり、期待もしていました。

一般の参拜者の羨望を背中に受けながら、御垣内に入ると、皆それぞれに緊張し、小学生の子は、御白石の大き



さに足を取られ、よろける子もいましたが、参拜時には、皆背筋が伸び二拝二拍手一拝を無事終えることができました。

帰りの参道で、こども達の二列行進を見てみると、背筋が伸びていたことが深く印象に残りました。

御垣内に入れたことを誇らしく思えたのか、緊張が続いているのか、言葉にできない何かを感じたのか、こども達、一人一人の心を察することはできませんが、私なりに感じたことは、日もようやく高くなり、こぼれ日が漏れる伊勢の森を、確かな足取りでしゃんと背を伸ばし進んで行く、こども達の後ろ姿に、未来を感じ、感謝の心を深くしました。

最終日に春日神社を参拝しました。丁寧に案内してくださいました神職さんに、この旅最後の、皆揃って「ありがとうございました」の挨拶をしました。

春日の森に、しゃんと背が伸び、こだまする、「ありがとう」が静かに響きました。

平成29年度

**中国地区  
教化会議**

教化委員会 副委員長  
根石俊明

平成二十九年八月二十九日・三十日の両日、山口県神社庁において平成二十九年中国地区教化会議が開催され、当県からは岡崎中国地区教化講師、太田教化委員長、根石・福田両教化副委員長、瀧本参事が参加し、中国五県合わせて二十三名が参加した。

会議議題及び協議の概要については以下の通りである。

- 一、過疎・少子・高齢化問題
- ・ 過疎化地域において、後継者に宮司資格要件である権正階取得の条件を緩和することを検討し、地区庁長・副庁長会議に提起する。
- 二、家庭のまつりと地域のまつりの振興(抜粋)
- ・ しめ縄作りを通じて正月の意味を伝える
- ・ 七夕飾りに個人の願いより公の願いを書くことで郷土愛を醸成

- ・十五夜のお月見に合わせて献茶・舞・篠笛・雅楽などを奉納し、雅な伝統行事に親しんでいただく。
- ・昨今ハロウィン行事が増加する中、収穫感謝の日本伝統神事である新嘗祭の斎行を通じて「食」への感謝の気持ちを養う。

三、「二カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」地区助成金の活用

- ・神棚で唱える言葉として「祓え給え清め給え 守り給え幸え給え」が書かれた紙（十センチ×二十五センチ縦長）を中国地区で十五万部作成し、家庭の神棚に貼って朝夕のお祀りの際に唱えていただく。

四、各県活動報告（特記事項）

- ・島根県では神宮大麻「ふるさと便」を実施。敬神婦人会の事業で、進学や就職などで故郷を離れて暮らす家族に氏神様のお札と神宮大麻を送るもの。

五、厚生年金保険並びに健康保険制度への強制適用について

- ・「宮司に収入がある神社は一人でも強制適用の対象となる」という本庁からの通知について、今後予想

される状況や加入できない神社の事情を説明し、法制度の不備を指摘し加入促進に一定の配慮を求めていくことなどが話し合われた。

六、その他として、過疎地域神社活性化推進施策

- ・「宮守（みやもり）」と言う、神社の護持・管理をしていた方の復活があっても良いのではないか。

- ・過疎地域の神職になる際の装束・調度品・神具などを他神社から寄付していただく制度の斡旋を行って欲しい。

以上



平成二十九年九月十七日内宮神楽殿において、神宮大麻曆頒布始祭が斎行された。当日は、台風十八号の影響で大雨が降る中、神社本庁北白川統理を先頭に外宮・内宮と御垣内参拝を行った。午前十時より、北白川統理・田中



総長以下神社本庁役員、四十七都道府県の神社庁長、支部長代表者、頒布担当等二百名が参列した。岡山県では、牧博嗣庁長、岡本正弘津山支部長、高山命之神宮奉賛部長、瀧本文典参事が出席をした。

神前に奉られた神宮大麻・曆の前に楽が流れる中、神宮神職により神饌が供えられた後、亀田幸弘少宮司による祝詞奏上、小松大宮司が玉串を奉った。撤饌後、小松大宮司から北白川統理に神宮大麻並びに曆が授けられた。小松大宮司以下神職退下の後、北白川統理と田中総長から各県神社庁長へ頒られた。

午後一時より神宮会館大講堂において、神宮大麻曆頒布表彰式が執り行われた。富山県神社庁を始め十七の神社庁、また優良奉仕者として、宮城県の平八幡神社宮司斎藤三郎氏を始め三十四名の方々が小松大宮司から表彰状と記念品を授けられた。引続き小松神宮大宮司が就任の挨拶並びに神宮大麻頒布に御礼の言葉を述べられた。次に北白川神社本庁統理が、第二期「三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」の施策について述べられた。その後推進会議が行われた。吉田神社本庁常務理事が座長となり、議事が進められた。花井神宮頒布部長から平成二十八年度神宮大麻曆の頒布数の報告がなされた。平成二十八年度交付数は、八百八十万六千四百二十五体となり、前年対比八万八千八百八十四体の減体となった。湯澤神社本庁本宗奉賛部長から、神社本庁の施策等への発表があり、散会となった。



岡山県神社庁神宮大麻暦頒布始奉告祭



九月二十七日午後一時三十分より岡山県神社庁神殿において、平成二十九年度神宮大麻暦頒布始奉告祭が斎行された。神宮大麻が神前に奉られ、佐々木副庁長が斎主となり祝詞を奏上後、牧庁長等が玉串拝礼を行った。祭典終了後、牧庁長と藤山副庁長から各支部長に神宮大麻と神社本庁幣帛料が授けられた。

引き続き平成二十九年神宮大宮司表彰が行われ、神宮大宮司（代理鳥海芳行神宮禰宜）から表彰状と記念品が贈られた。また、平成二十八年度岡山県神社庁神宮大麻表彰式が行われ、牧庁長より表彰状と記念品が贈られた。表彰者を代表して、素鷲神社宮司小坂博通氏より謝辞が述べられた。

午後三時より神宮大麻頒布推進会議が行われ、神宮大宮司（代理鳥海芳行神宮禰宜）と神社本庁統理（代理神武徳彦本庁本宗奉賛部課長心得）の挨拶が行われた。続いて神武本宗奉賛部課長心得より本庁の施策が発表された。第二期「三カ年継続神宮大麻都市頒布向上計画」について説明を行った。県神社庁神宮奉賛部長が、平成二十九年度事業計画は、タウンメールによる推進とQRコード入りポスターを使って神宮大麻の頒布推進を行う施策の発表を行った。

神宮奉賛部長より

平成二十九年度神宮大麻頒布始奉告祭が各支部において終了し、神職・総代また奉仕者から氏子の皆様を始め崇敬者の方々に大麻が頒布されていることと思えます。また、正月には各社頭

において頒布活動が行われるかと思えます。正月の忙しい時期ではありませんが、積極的に頒布活動を行っていただき、一体でも多く頒布できますことをお祈り致します。

平成28年度 県神社庁神宮大麻関係表彰

Table with 3 columns: Branch Name, Recipient Name, and Recipient Address. Includes categories like 神職以外 and 神職.

平成29年 神宮大麻頒布大宮司表彰

Table with 3 columns: Branch Name, Recipient Name, and Recipient Address. Includes categories like 神職以外 and 神職.

こだわりの社

木山神社

(岡山県真庭市木山)

宮司 岡本 淑子

第 29 回



木山神社は真庭市旧落合町の備中川が清らに流れ、緑の田畑、木々に囲まれた美しい「祈りの山」木山の山頂に

千二百年前に創建された神社です。

昭和三十七年には木山の山麓に里宮が造営され、山頂に本殿のみを残し、「奥宮」としてお祀りしてきました。

今回修繕したのは、その奥宮です。奥宮本殿は天正五年の火災により焼失した後、天正八年に再建された社殿です。

再建以降何度か修繕が行われた記録がありますが、今回の修繕で新たに「貞享」の墨書や江戸期に使われていた釘、チョウナで加工された跡、「元禄」の年号の棟札等から、元禄以降大がかりな修繕が行われていなかったことがわかりました。

四百年近く木山山上で雨、風、雪、雷にさらされ、私達のご先祖様方が信仰しご加護いただいた木山様がすっかり老朽化し装飾は崩れ、床が抜け、誠にお気の毒としか言いようのない状態で、古くからの崇敬者さんからもその様を嘆く声が聞かれるほどでした。

そこで、平成二十年から少しずつ奥宮修繕に向けた議論が重ねられ、平成二十三年に総代会で事業計画が決議されました。

奥宮本殿は県指定重要文化財ということで県と市からの補助金の交付も決まり、神社としても奉賛会を立ち上げ

て、奉賛金を募りながら平成二十四年から二十六年九月まで事業を行いました。

この工事は「解体保存工事」といわれ、小屋組みを解体し、小屋組みの補強・野地板の張替え・軒付けの松皮葺き替え・銅板の葺き替え・傷んだ木部分の修繕、が主な工事内容で、更に文化財である本殿の前に新たな拝所を建立するところまでを以て「木山神社鎮座千二百年記念事業」として行われました。

工事は梶岡建設さん、井上社寺工匠さんが請け負ってください、文化財建造物保存技術協会の方も調査及び監督のため、何度も東京から来てくださいました。

また、県や市の教育委員会の方、岡山立花屋さんなど多くの方が関わってください、大勢の県内外の方がご奉賛くださり、無事に事業を完了すること



ができました。

こういった古い建物の修繕は大変ですね。働いてくださる方達も、夏はカンカン照りの銅板の上で、冬は雪の降る中、風のきつい山上で懸命に作業する姿に、頭が下がりました。四百年前は…と想像しました。

新聞にも掲載されましたが、野地板を固定していた江戸期の角釘で、梶岡建設さんが守り刀を作ってくださいました。

奥宮を支えていた釘が美しい刀になりました。奥宮本殿とともに、これから何百年も木山神社の宝として残って欲しいと祈ります。



# 小林やすひこの 神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきています。そこで、昨年から小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。今回は小林弁護士に神社の土地管理に関する基本的な法律について説明していただきます。



岡山県神社庁 顧問  
小林 裕彦

小林裕彦法律事務所  
岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階  
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

## 土地の占拠

### ―土地を取得されてしまう?―

(相談)

当社の土地には、長年駐車場として隣人の A さんに無断で使用されている部分がありました。当社としては、駐車場としての使用に関して特に異議を申し立てていませんでした。そうしたところ、A さんから、自分が当該部分の土地の所有権を時効によって取得したと主張されました。この場合、当社は当該部分の土地の所有権を失ってしまうのでしょうか。

(回答)

一、土地の所有権を勝手に取得されて

しまう?

民法では、①二十年間、所有の意思をもって、平穩かつ公然に他人の物を占有した者、又は、②十年間、所有の意思をもって、平穩かつ公然に他人の物を占有し、その占有開始時において自分の物であると過失なく信じていた者は、時効によって所有権を取得することになります(民法第一六二条)。「所有の意思をもって」するとは、自分の物であるという意思をもって行うことを意味します。つまり、土地を勝手に使用されている場合でも、自分の物であるという意思をもって占有を継続していると判断される場合には、取得時効によって所有権を取得されてしまう可能性があるのです。

御相談の場合、A さんに所有の意思があるかどうか問題になります。A さんが貴社の土地であることを知っていながら占有するといういわば不法占拠の場合には、取得時効は成立しません。しかし、例えば境界が曖昧である等の事情によって、不法占拠か否かが客観的に分からないような場合には、A さんに所有の意思があると判断され、取得時効が成立する可能性があります。二、時効によって所有権を取得されてしまうことを防ぐためには

このように時効によって所有権を取

得られてしまうことを防ぐためには、まず、無断で使用しないこと、退去していただくこと等を相手方に明確に伝えるべきです。このように伝えても相手方が応じない場合には、調停、訴訟等の裁判上の手続を進めることを検討することになります。

無断で使用されている事態を放置すると、その使用について承諾していたと判断されるリスクがありますので、必ず何らかの措置を採ることが必要になります。また、境界が曖昧である状態を放置すると、取得時効を主張される隙を与えることになりかねませんので、境界を明確にしておくことも重要になります。

三、不動産の管理の重要性  
神社を適切に運営していくにあたっては、神社が所有する不動産を適切に管理していくことも必要です。神社が所有する不動産は、神社運営の基礎となるものですので、不動産に関して問題が生じると、神社の運営に著しい支障が生じることになりかねません。神社の不動産をどのように管理していくかについてお悩みの場合には、弁護士に御相談されることをお勧めいたします。

## 神社界は 危機感を持って!!

過疎地の神社運営を考える研修会

八幡神社 禰宜  
石井 宏 尚



九月四日、神社庁にて、過疎地の神社運営を考える研修会に参加した。講師は、國學院大學神道文化学部教授(博士・宗教学)である石井

研士先生であった。会場には、八十名ほどの参加者が詰め寄せ、神職だけではなく、総代役員の方も参加されており、関心の高い題目であることが窺われた。先生は、長年の神社の統計調査に基づく研究調査の第一人者であり、テレビや新聞等のメディアにも採り上げられる機会が頻繁にある方で、今回の講演でも、今までの研究データを示しながら、日本の人口動態や家族や生活の変動、岡山県の人口や宗教法人につ

いて、科学的に説明、気になる点を指摘された。

先生のお話の要点は、神社界は危機感を持つということであった。

まず、日本の世帯数だが、昭和二十八(一九五三)年は二万七千八百十戸、

平成二十五(二〇一三)年は五万百十二戸となり、平均世帯人数は五人から

二・五人となつていくことから、単身世帯が増加していることがわかり、

先生としては、独り身の方に対してどうやって大麻を受けていただくのか、

寄付をお願いするのか、大きな問題となつていくことを指摘された。また、

合計特殊出生率に触れ、昭和二十二(一九四七)年は四人が現在一・四四人で

あり、人口を維持していく二・〇七人

をかなり下回つていくとのことであった。町や村がなくなる現実が迫つていくことを強調され、全国いたるところで見られる現象だと言われた。

また、家族の変動についてもライフスタイルの変化の例を挙げられた。例

えば、死後離婚ということ、配偶者が死亡後、その配偶者の家族親戚との

姻戚関係終了手続きをする人が出てきていることである。故人や故人の親戚

との人間関係が要因となることが多いが、家族としての関わりがなくなり、

家族の機能が失われていく非常に気がかりな現象とのことであった。他には、日本人の食生活の西洋化が進み、米を食べなくなつたことで、日本古来の食文化への意識が希薄化しつつあることも挙げられた。

先生は、「過疎化」という言葉についても触れられ、昭和四十年代には言葉の定義はできたが、国民全体がこの

社会構造の変化の実感が乏しかったため、改善できると思い込み、十分な対応ができなかつたと指摘された。同様

のことは、「少子化」、「高齢化」、「晩婚化」といったものでも回復してはいない

ことのことであった。対策の例として自治体が「〇〇活性化委員会」という

ようなものを立ち上げることが多くあるが、人口が昔に戻つたとか、出生

率が昔に戻つたとか、ということはないとのことであった。仏教界の話ではある

が取り組み例として、浄土真宗は早くから危機感を持ち、昭和六十年

代から全国の過疎地域の寺院の実態調査を行い、支援員制度を実施した。対

象の寺院に対して支援員一人が派遣され指導するという、過疎化に対する包括

的なものでなかつたために、特に成果は上がらなかつたことであつた。

当岡山県について先生は、二〇四〇

年の県内の人口動態の予測について説明された。特に県北部から県南部へ、周辺部から岡山市や倉敷市への流出が顕著であり、人口増減率は二〇一〇年と比べて、高梁市マイナス四二・一%を筆頭にマイナス二〇%後半からマイナス三〇%後半の自治体が大半となることであつた。これに伴い、消滅可能自治体が増え、その影響を受ける宗教法人の数が予測できるとのことであつた。

その中で抜きん出ているのが、神社本庁傘下の法人、つまり神社であり、

その数七百十三法人で、これは、山間地域に存在する曹洞宗(百六十六法人)、天理教(八十三法人)等と比べ

てあまりに多い数であつた。神社の数が

多いのは、山間地域にあり、氏子崇敬者がほとんどいない、高齢化が進み

支え手の乏しい神社が多いことも理由に含まれるとのことであつた。

また神社本庁の調査から全国の神棚の有無の数値として、二〇一六年は神

棚あり四一・二%、神棚なし(五八・四%)で、氏神様の認知については、

二〇一六年は、知つて(五九・五%)、知らない(四〇・五%)、氏神様への

頻度は、二〇一六年、約

六割)などと紹介され、普段の生活の中で、神社との関わりは決して多いとは言えない現実がある。

このように先生は、神社界を取り巻く環境は、厳しく、将来的な展望も明るいとは言えないことを説明していただき、最後に、以下のようなことをお話になつた。

神社を取り巻く現状把握をまず行い、その神社は存続可能なのか、支部、神社庁と連携して検討が必要である。

そして、統廃合をするにおいて、納得が得られるか(他の神社の撰社・末社

となること)、地域の方が納得できるかが重要である。神社本庁では、拠点

神社構想というものも検討されているので、今後の推移を注視していく必要

がある。また、行政の地域活性化事業ともからませていくことも大切である

とのことであつた。

今回の講演は、私自身、過疎の自治体の神社に関わつていくため、切実な

内容ばかりであつた。大切なのは、その神社と氏子崇敬者、地域のことを良く理解しておかなければならず、維持

していくために何を為すのか、改善できることは何か、分相応な取り組みは

何か等、日々問い続けなくてはならないと思わずにはいられなかつた。

## 社頭講話研修会に参加して

足高神社 権禰宜 井上 晃

九月二十二日(金)、岡山県神社庁研修所主催の社頭講話研修会が開催され、参加してきました。講師は牛窓神社の岡崎宮司で「講義」と「実技」なる構成で一日研修でした。

「講義」としてまず、社頭講話に必要な講演講録の組み立て方を学びました。本旨に入るまでの大まかな講録なる「序論(じょろん)」。この序論の構成によって聴衆の気持ちを引き付ける重要な役割であるということ。そして、講演の中で聴衆に訴える最も重要な役割を持つ「証(しょう)」。証の講録作りによって講演が生きも死にもする、聴衆の心をしっかりと引き付けて相手に共感呼び起こす役割であるということ。そして最後が「結(けつ)」で、論旨の中で自分が訴えることを纏めとして語る部分で、結が的確にまとまらないと、講録全てが生きてこない最も重要な締めであること。この「序論」「証」「結」の構成を忘れてはならないこと。そして他宗教に対する配慮や、時世に即応した内容、低俗にならないユーモアを入れること、目的意識

をしつかり持つことなどが説明されました。

基本を教えていただいた後、岡崎講師の実体験として、表情を明るくすること、大きな声ではっきりと話すこと。しかしどこか優しくゆっくり話すこと。常に情報の収集を心掛ける癖をつけること。難しい言葉は繰り返し話すこと。例え話も織り交ぜることが大事だと言われていました。

さて、「講義」を受講した次に即実践です。今回の研修会に参加した約二十名を前に三分間スピーチなる「実技」がありました。「自己紹介」がテーマです。ひとことに自己紹介と言えど、氏名や奉務神社名、鎮座地やご祭神、そして由緒、目指すべき神職像など様々な内容をいかに三分に纏めてわかり易く話すことができるか。簡単なようで難しく、私も含めほとんどの方は三分以内に纏めることができませんでした。

先の「講義」で習ったことを取り入れようと意識すると難しいもので、笑顔はできたものの声が小さくなってしまっていたり、またはその逆であったり、こればかりはとにかく何度も実践して経験を積むしかないと感じました。休憩中に受講生と話す雑談は実にス

ムーズで表情も自然と明るいものの、「講話」となると、つい上手く話そうと意識が先に行ってしまう、結局、まとまらず伝わらな失敗をしてしまうことにも気がきました。

もう一つの「実技」として、四〜五名ずつに分かれて班を作りテーマを決めて意見を纏め、代表者が発表する、という班別討論が行われました。討論のテーマとして五つお題がありました。全ての班で「地方の過疎化と氏神信仰の存続について」が選ばれていました。

約一時間、班でテーマについて討論した後に内容を纏めて、代表者が十分で発表をします。同じテーマでの討論でありながらも各班の発表内容は様々で、しかも訴えかけるような強い口調での発表はまさに言葉に魂が宿っているかのごとく、聴衆の心に響くものでありました。

長いようであつという間であつた今回の研修会ですが、やはり神職には身近な存在でもある社頭講話。祭典や祈祷後のわずか三〜五分でも十分に教化できることを知りました。時事ネタで終わらすのではなく、祈りや信仰の大事さ、神様の有難さをもっと内容に取り入れて、神職の使命を更に全うしたいと思いました。

## 神道政治連盟

## 岡山県本部講演会

即位礼・大嘗祭の歴史と今後の課題

神道政治連盟岡山県本部は平成二十九年度の重要な事業として、九月十五日(金)午後三時から岡山プラザホテルにおいて國學院大學教授齋藤智朗先生をお迎えし、講演会を実施した。

「即位礼・大嘗祭」に関する内容は、大変興味深いものであり、聴講者は、「即位礼」「大嘗祭」等について認識を新たにし、来る儀式・行事に臨む意識を大いに高めた。

講師は、午前中、岡山県庁にて岡山県神道議員連盟に所属する自由民主党県議会議員に対しても講演された。

講演の概要は次の通り。

①平成二十八年八月八日の「おことば」以降、有識者会議を経て、今年六月に「特例法」が成立した。新元号は、

平成三十一年からの施行が有力であるが細部は未定である。

②『即位礼』とは、即位（踐祚）（せんそ）された天皇陛下が即位を国の内外に宣明する儀式である。

『大嘗祭』とは、天皇陛下が即位されて初めて行われる新嘗祭のこと。ただし、祭典は新設される「大嘗宮」で斎行され、新穀は「悠紀（ゆき）」（大嘗祭執行地より東の地方）・「主基（すき）」（同西の地方）の斎田において収穫された新穀が供えられる。

③『即位礼』は、允恭（いんぎょう）天皇（第十九代）即位の記述が最初である。『大嘗祭』が皇位継承儀式として確立したのは、持統天皇（第四十一代）の時である。即位礼・大嘗祭は幾度か中断されたが、江戸時代の桜町天皇（第一二五代）以降は、継続している。

④明治の即位礼は、京都で、同大嘗祭は、初めて東京でそれぞれ行われた。平成の即位礼・大嘗祭は、現行の日本国憲法及び皇室典範による最初のものであり、いずれも東京で行われた。

⑤「即位の礼」は、皇位継承に関する一連の儀式（即位礼、大嘗祭等）を含んだものであり、憲法に容認される。ただし、これらを「国事行為」と「皇室の公的行事」に分類し、大嘗祭など

祭祀に関わる儀式・行事は、「皇室の公的行事」と位置づけられた。

平成の「即位の礼」の際には、神社等においても祭祀の執行等が行われており、今後、各所において奉祝の準備が必要と考える。

（神政連倶本部副幹事長 物部明德）

講師紹介

齋藤智朗（さいとう ともお）

昭和四十七年生 東京都出身

國學院大學院文学研究科神道学専攻

博士課程後期終了

専攻は、宗教学、近代神道史

國學院大學神道文化学部教授

主要な著書「井上毅と宗教—明治国家形成と世俗主義—



名誉宮司

年月日	鎮座地	神社名	氏名
29・1・11	高梁市備中町東油野	八幡神社	長原 環
29・9・26	和氣郡和氣町藤野	和氣神社	小森 成彦

神職任免

年月日	鎮座地	神社名	本業務職	氏名
29・6・21	倉敷市尾原	天津神社	本 権禰宜	秋山 啓
29・7・1	和氣郡和氣町藤野	和氣神社	本 宮司	小森 国彦
29・9・12	久米郡久米南町上弓削	厨神社	本 権禰宜	本郷 統章
29・9・26	赤磐市是里	宗形神社	本 禰宜	門野 宇倫
29・9・27	岡山市東区久保	窪八幡宮	本 宮司	本間 裕康
29・10・28	岡山市東区中尾	熱田八幡宮	本 宮司	三宅 和範
29・11・7	岡山市北区北方	御崎宮	本 権禰宜	川田美由紀
29・11・16	倉敷市連島町西之浦	厄神社	本 宮司	岡部 智仁

退任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本業務職	氏名
29・6・30	和氣郡和氣町藤野	和氣神社	本 宮司	小森 成彦
29・7・19	総社市下倉	八幡神社	本 宮司	小原満寿延
29・10・27	岡山市東区中尾	熱田八幡宮	本 宮司	三宅 利範
29・10・27	岡山市東区金田	金田天満宮	本 宮司	三宅 玲子

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本業務職	氏名	現身分	享年
29・10・18	倉敷市連島町西之浦	厄神社	本 宮司	岡部 一	二級	79
29・10・27	総社市下倉	八幡神社	本 宮司	内倉 欣彌	三級	81

神社庁辞令

年月日	機構名	機構役職	氏名
29・7・1	祭祀委員会	委員	秋山 啓
29・7・1	祭祀委員会	委員	横林 一彦
29・10・16	協議員会	協議員3号	若狭 裕治
29・10・16	関係者大会企画委員会	委員	若狭 裕治
29・11・1	雅楽講師補(再任)	講師補	根石 俊明
29・11・1	雅楽講師補(再任)	講師補	石田 智秀
29・11・16	役員	理事	生駒五三六
29・11・16	関係者大会企画委員会	理事	生駒五三六

# 庁 務 日 誌 抄

平成29年 7 月 1 日～平成29年11月30日

7 月	
3 日	月次祭／権正階検定講習会受講者面接
4 日	特殊神事部会／祭祀舞部会／祭祀委員会常任委員会／祭祀委員会総会
5 日	育成部会
7 日	事業部会・特殊神事部会合同会議
10 日	総代会監査会／総代会役員会／神青協広報部会／神青協役員会
11 日	雅楽部会
12 日	事業部会・特殊神事部会合同会議
13 日	役員・総務委員会／神政連監査会／神政連役員会
19 日	総代会定例評議員会
20 日	祭儀部会／庁報封入作業
21 日	教化委員会総会／広報部会
26 日	神政連定例代議員会
31 日	権正階検定講習会 (7 / 31 ~ 9 / 2)

15 日	神道政治連盟岡山県本部講演会 (岡山プラザホテル)
20 日	神青協事業部会／神青協広報部会
22 日	社頭講話研修会
27 日	平成29年度神宮大麻暦頒布始祭奉告祭

10 月	
2 日	月次祭
4 日	財務委員会
5 日	役員会／身分選考表彰委員会／雅楽部会 (いさお会館)
11 日	庁舎火災報知器点検
18 日	雅楽部会 (岡山大学)
27 日	二級伝達式／役員会・総務委員会／身分選考表彰委員会
30 日	中国地区神社庁職員研修第 1 日目／祭祀舞部会
31 日	中国地区神社庁職員研修第 2 日目

8 月	
1 日	月次祭
2 日	育成部会／神青協発送作業
21 日	こども伊勢参り第 1 日目
22 日	こども伊勢参り第 2 日目
23 日	こども伊勢参り第 3 日目／事業部会 (いさお会館)／神事行事担当者会 (いさお会館)
24 日	監査会
28 日	役員会／身分選考表彰委員会／雅楽部会 (いさお会館)
29 日	中国地区教化会議第 1 日目 (山口県)
30 日	中国地区教化会議第 2 日目 (山口県)／祭祀舞部会

11 月	
1 日	月次祭
2 日	神青協役員会・発送作業
7 日	総代会役員会／総代会臨時評議委員会／研修企画室
13 日	神宮奉賛部会
14 日	祭儀部会／雅楽部会 (いさお会館)
16 日	臨時協議委員会／関係者大会企画委員会
17 日	神青協広報部会
21 日	祭祀舞部会／雅楽部会・事業部会合同雅楽鑑賞会 (江西小学校)
24 日	総務委員会／特殊神事部会
27 日	新穀感謝祭団体参拝第 1 日目／神青協教養研修会 (曹源寺)
28 日	新穀感謝祭団体参拝第 2 日目
29 日	新穀感謝祭団体参拝第 3 日目／神宮奉賛部会
30 日	総代会視察研修会 (香川県)／女子神職会役員会

9 月	
1 日	月次祭
4 日	過疎地の神社運営を考える研修会
5 日	神宮奉賛部会／神青協役員会
8 日	広報部会
11 日	育成部会
12 日	祭祀舞部会／特殊神事部会／岡山八幡会役員会・総会
14 日	祭儀部会・雅楽部会習礼

## 閉庁のお知らせ

平成29年12月29日～平成30年 1 月 4 日

岡山県神社庁 教化事業

# 巫女体験

神に仕える女性である  
「巫女」を1日体験してみませんか。

平成30年 **5月27日** (日)

9:00~17:00

※8:30までにお越し下さい。

会場

吉備津神社

岡山市北区吉備津931

定員

先着20名

※定員に達し次第、締め切ります。

参加費

10,000円

※当日、会場受付にてお支払いください。

体験の内容

ためになる神社のお話

神社の特別参拝

巫女舞の体験

神社作法の実践

※気候等により、内容が変更する場合がございます。

応募資格

15歳~40歳

※女性に限りです。

※18歳未満の方は保護者の同意が必要です。

応募方法

下記サイト・QRコードからお申し込みください。

<https://customform.jp/form/input/16988/>

詳細につきましては後日、郵送にてお知らせ致します。



主催：岡山県神社庁 教化委員会 事業部会 **お問合せ** (担当：今井) ☎(090)1703-7204

## 巫女体験研修のご案内

教化委員会事業部会部長 根石俊明

教化委員会事業部会では、来る平成三十年五月二十七日に岡山市北区吉備津鎮座「吉備津神社」において「巫女体験研修」を開催致します。

この研修は、一般の女性（十五歳～四十歳 未婚既婚は問いません）を対

象にお貸しする巫女の衣装にて体験していただき、より深く神社への理解を深めていただくことを目的とし、今までに巫女を経験された方々を始め、初めてだという氏子崇敬者の方々にもご参加いただき、巫女についての講話・神社における作法・祭祀舞（祭祀委員会祭祀舞部会）の指導などを通じて地元神社や氏神様への理解を深め、お宮のお手伝いやご奉仕にも繋がることを期するものです。

また、県内の各神社において「巫女体験研修」を実施していただくきっかけとなる、モデル事業的な位置づけになるのではとも思われます。

世間では、巫女と言えばお正月に緋袴を履いて破魔矢などの縁起物を授与するというイメージが強いだけに、この度の研修を通じて認識を新たにしていただき、女性ならではのネットワークを通じて、神社の良さが広く周知されることを願います。

事業部会では今後も恒例事業として本研修を継続し、内容や研修場所なども検討しながら進めて行く所存です。

宮司各位におかれましては、お声がけご協力の程、宜しくお願い致します。

予告!!

# 岡山県神社庁

# 春の神社参拝旅行

「維新百五十年 明治維新志士のゆかりをたどる」と銘打って、平成三十年も春の神社参拝旅行を計画しております。

今年度は一泊二日とし、皆様方のご負担もなるべく軽くなるよう考えられました。

宿泊する湯田温泉の常盤では、維新百五十年特別バージョンの女将劇場が開催されるようです。

この神社庁の旅行は、春も秋の新穀感謝祭も、神社庁役員、他の神社宮司、総代皆様などと親しく旅をし、懇親を深める良い機会でもあります。



例え行ったことがあっても、メンバーが違えばまた違う旅になり得ます。予告でありまして、正式なご案内は後日となりますが、皆様のご参加をお待ち申し上げます。

## ご旅行行程表

☆維新150周年 明治維新志士のゆかりをたどる 1泊2日

日次	行 程	宿 泊 地	食 事
1	<p>&lt;高速道路経由&gt; 岡山各地 ———— 防府 (昼食) ———— 6:00 ~ 8:00                      11:50 ~ 12:40</p> <p>野田神社・豊榮神社への自由参拝が可能です。 毛利博物館・庭園 (見学) ———— 山口市: 菜香亭 (見学) ———— 12:50 ~ 14:10                      14:30 ~ 15:30</p> <p>現地ガイドのご案内で維新ウォーク 香山公園 (散策) ———— 湯田温泉 西の雅 常盤 (宿泊) 15:40 ~ 16:40                      17:00</p>	<p>&lt;湯田温泉&gt; 西の雅 常盤 電話 (0839)22-0091</p>	<p>朝: × 昼: ○ 夕: ○</p>
2	<p>ホテル ———— 松蔭神社 (正式参拝)・松下村塾 ———— 8:30                      9:40 ~ 10:30</p> <p>木戸孝允生家・伊藤博文別邸など9館入場券付 萩市: 武家屋敷 (散策) ———— 萩焼窯元 (お買い物) ———— 10:40 ~ 11:30                      11:40 ~ 12:10</p> <p>道の駅 萩しーまーと (自由昼食) ———— 岡山各地 12:30 ~ 13:30                      18:00 ~ 20:00</p>	<p>旅行代金 29,900 円</p>	<p>朝: ○ 昼: × 夕: ×</p>

日程行程は、まだ変更する場合がありますので、ご了承ください。

## あとがき

今号も岡山県神社庁庁報のために、たくさんの方々が原稿依頼を快くお引き受けくださり、締め切りに間に合うよう、お忙しい中ご協力を賜り、誠に有難うございました。

お陰様で多くの記事が集まり、前号から始まった「パワースポット神社巡り紀行」も残念ながら掲載の場所を取ることができませんでした。この企画は、ご近所では知られていても県内全域には知られていないとか、本当に知る人ぞ知るだけで、今はスポットの当たっていないところでも、神社境内にある特色ある場所、物、風景などをご紹介いただき、資料としても有意義なものになればと思うものです。

近年テレビ等で、パワースポットが盛んに取り上げられます。これは神社に対する理解をよりいただくための一手段としては有効なものになり得ると思っております。

この企画が続いていきますと広報部員の手持ちの情報だけでは、広い県内をカバーできません。また皆様に情報提供のご協力をお願いすることになります。その際は宜しく願います。

広報部長 福田